

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年3月までの国民年金保険料及び50年1月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から49年3月まで  
② 昭和50年1月から同年12月まで

私と妻は一度、昭和40年に国民年金に加入していたが、私が46年10月に会社を退職したため、その翌月に、妻が、市役所で夫婦二人分の国民健康保険と国民年金の加入手続をした。

私達夫婦は、国民年金に再加入した昭和46年11月から49年3月まで、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた婦人会会長に納付していたが、社会保険庁の記録では未納とされており、納付できない(申立期間①)。

また、昭和50年ごろからは金融機関で納付するようになり、付加保険料も合わせて納付していたと思う。しかし、社会保険庁の記録では、昭和49年度以降の定額保険料については夫婦共に納付済みとなっているものの、付加保険料の納付記録が無い。私は、付加保険料を納付していた時期を特定できないが、確定申告書の控えが見つかった昭和50年1月から同年12月までについては、納付記録を訂正してほしい(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において毎年引き上げられていた国民年金保険料額をほぼ正確に記憶している上、夫婦共に、当該期間を除き、国民年金加入期間のすべての保険料を納付しており、納付意識が高いと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする当時の婦人会会長が、当該期間に集金人を務めており、申立人宅にも訪れて保険料を集金していたことを証言している。

さらに、申立人が所持する一般用米穀類購入通帳(有効期間:昭和 44 年 11 月から 47 年 11 月まで)にはさまっていた当時のメモに、46 年 11 月 1 日に国民健康保険と国民年金の加入手続を行った旨の記載があり、申立人の主張の信ぴょう性は高いとみられる。

加えて、申立期間②については、申立人が所持する昭和 50 年分の確定申告書(控え)の社会保険料控除欄に、当該期間に係る付加保険料を含む夫婦二人分の国民年金保険料に当たる「36,000 円」が記載されており、付加保険料についても納付していたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料及び 50 年 1 月から同年 12 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年3月までの国民年金保険料及び50年1月から同年12月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から49年3月まで  
② 昭和50年1月から同年12月まで

私と夫は一度、昭和40年に国民年金に加入していたが、夫が46年10月に会社を退職したので、その翌月に、私が、市役所で夫婦二人分の国民健康保険と国民年金の加入手続をした。

私達夫婦は、国民年金に再加入した昭和46年11月から49年3月まで、夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に集金に来ていた婦人会会長に納付していたが、社会保険庁の記録では未納とされており、納付できない(申立期間①)。

また、昭和50年ごろからは金融機関で納付するようになり、付加保険料も合わせて納付していたと思う。しかし、社会保険庁の記録では、昭和49年度以降の定額保険料については夫婦共に納付済みとなっているものの、付加保険料の納付記録が無い。私は、付加保険料を納付していた時期を特定できないが、確定申告書の控えが見つかった昭和50年1月から同年12月までについては、納付記録を訂正してほしい(申立期間②)。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において毎年引き上げられていた国民年金保険料額をほぼ正確に記憶している上、夫婦共に、当該期間を除き、国民年金加入期間のすべての保険料を納付しており、納付意識が高いと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたとする当時の婦人会会長が、当該期間に集金人を務めており、申立人宅にも訪れて保険料を集金していたことを証言している。

さらに、申立人が所持する一般用米穀類購入通帳(有効期間:昭和 44 年 11 月から 47 年 11 月まで)にはさまっていた当時のメモに、46 年 11 月 1 日に国民健康保険と国民年金の加入手続を行った旨の記載があり、申立人の主張の信ぴょう性は高いとみられる。

加えて、申立期間②については、申立人が所持する昭和 50 年分の確定申告書(控え)の社会保険料控除欄に、当該期間に係る付加保険料を含む夫婦二人分の国民年金保険料に当たる「36,000 円」が記載されており、付加保険料についても納付していたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料及び 50 年 1 月から同年 12 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年8月まで

私は、国民年金保険料の納付に全く関与しておらず、すべて母親が行ってくれている。

母親は昭和60年ごろに市役所で私の国民年金の加入手続を行い、その際にさかのぼって保険料を納付することができたので、およそ半年分、2、3万円ほどを納付した。その後、母親は、げんを担いで大安の日を選び、郵便局で保険料を納付していた。

しかし、加入手続をした際に納付した期間の保険料が未納とされていることは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、i)申立人の国民年金保険料を、昭和60年9月の国民年金加入以降未納無く283か月間納付し、このうち156か月間は前納でかつ付加保険料も納付していること、ii)母親自身の国民年金保険料についても、昭和36年4月の制度開始以降、免除期間以外はすべて納付していることから、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人が居住していた市によると、過去においては、納期限から2年さかのぼった時点から時効を越えて年度当初の4月分からの保険料を過年度納付できる納付書を発行していたことがあったとしており、当時においても同様の取扱いを行っていた可能性が考えられる。このため、納付意識が高い申立人の母親は、発行されていたと考えられる過年度納付書により申立期間の5か月分の保険料について納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、会社員期間が15年と長く、税金や国民年金に関する知識が無かったが、昭和45年の万博の年に独立して商売を始めた後、50年5月ごろに市役所から通知があつて、国民年金の保険料を納めなければならないことを初めて知り、国民年金の加入手続を行った。

昭和50年11月か12月ごろに市役所に保険料を納めに行った際、「48年、49年は無効（時効）で保険料を納められない。」と言われたことを覚えているが、加入してからは、必ず国民年金保険料を納めているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月に払い出されており、このころに国民年金の加入手続が行われ、時効とならない50年1月分から国民年金保険料が納付され、以降60歳になるまで申立期間以外に未納期間は無いことが確認でき、申立人の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について一括納付し、その金額は8万2,000円程度であったとしている。社会保険庁の記録によると、昭和62年7月8日に申立期間に係る過年度納付書が発行された旨の記載があり、その保険料額が8万5,200円であることが確認できることから、申立人の主張の信ぴょう性は高いとみられる。

さらに、申立人は、申立期間の前は135か月、後は121か月と長期に渡って国民年金保険料を納付済みであり、申立期間前後に住所の変更などの生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金については、私の母が加入手続を行った上で、保険料を納付してくれていた。母からは、資格取得当時から保険料を納付していると聞いていたので、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から任意加入し、保険料に未納が無く、昭和47年4月からは付加保険料を納付するなど納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和38年12月9日に払い出されており、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたことがうかがえる上、市が管理する申立人の被保険者名簿を見ると、36年9月以前の期間については、斜線で消し込みがされているものの、同年10月から38年3月までの期間については、矢印が引かれており、過年度分の保険料納付が可能であったことがうかがえる。

さらに、市によると、集金人が過年度納付書を発行できたとしており、同市が管理する申立人の納付記録から、昭和38年8月から39年3月までの保険料が同年5月から同年8月ごろにかけて、過年度納付されていることが確認でき、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の保険料の納付の遅れを取り戻すため、計画的に過年度納付していたことがうかがえることから、申立期間のうち、納付が可能であった36年10月から38年3月までの保険料についても、申立人の母親が過年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年12月時点で

は、申立期間のうち、36年4月から同年9月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができなかつた期間であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、資格取得当初から国民年金保険料を納付していた旨、母親からと聞いたとしているが、昭和36年4月ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和49年7月から同年12月まで

会社を辞めて、厚生年金保険の被保険者でなくなったあと、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。加入時期は私自身ははっきりと知らない。自宅に集金人が来ていたと思う。

結婚後はA市に住み、自分自身で国民年金保険料を納付していた。その後、B市では、自宅に集金人が来ていた。

また、納付書により、銀行の窓口で納めたこともあった。申立期間についても国民年金保険料を納付していたので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間中にA市からB市へ転居しているものの、申立期間は6か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、B市によれば、基本的には転入月以降の国民年金保険料は集金人が収納しているが、申立人から申出があった場合には、転入前の国民年金保険料についても納付が可能であったとしている上、社会保険事務局によれば、未納であった場合には、社会保険事務所が過年度納付書を発行していたとしており、さらに、申立人が所持している国民年金保険料の領収書によると、申立人には、C市に居住していた昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を同市からA市に転出した後の同年7月に、A市内の金融機関において過年度納付書で納付するなど、申立期間以外において、転出前の国民年金保険料を後日納付している例が確認できることから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料に

についても、B市への転出後に納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年1月に申立人の弟と連番で払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、納付書により過年度納付する必要があるが、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする母親は既に亡くなっている上、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与していないため、当時の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までについては国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 兵庫国民年金 事案 1003

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

私は、国民年金制度が発足したことを婦人会の回覧板で知り、昭和36年2月、地域のA校区で一括して国民年金への加入手続を行った。A校区を担当する集金人は、婦人会役員のBさんで、自宅に集金に来られていたので、国民年金保険料を納付していた。昭和36年末、別の校区に転居したことに伴い、集金人が来なくなったこともあり、申立期間直後の国民年金保険料については納付していない。

私は、申立期間の9か月間、確かに国民年金保険料を納付していたことを記憶しているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月、C市のA校区で国民年金への加入手続を行い、36年4月から同年12月まで9か月間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月及び47年3月の2回、それぞれ別番号で払い出されている上、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「旧番号XXXXXXより2か月分（11、12月）900円充当」と記録されていることが確認できる。当該記録について、社会保険事務局、社会保険事務所及び市役所では、記録内容の詳細は不明であるとしているものの、申立期間の保険料総額900円（月額保険料額100円の9か月分）と46年11月及び同年12月の保険料総額900円（月額保険料額450円の2か月分）が一致することから、C市が誤って、36年2月に払い出された旧番号に係る申立期間の9か月間の納付記録を抹消したものと推認される。

また、申立人は、A校区における集金担当者は、婦人会役員のBさんであったと主張しているところ、申立人の当時の隣人が、国民年金保険料の集金人がBさんであったこと、及び申立人が当時、国民年金に制度発足時から加入していると話していたことについて証言しており、申立人の主張の信憑<sup>びよう</sup>性は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

昭和61年2月に結婚し、妻はそれまで共済組合に加入していたので国民年金に切り替えなければならないということで、夫婦で市役所の窓口へ行き国民年金の加入手続を行った。その後、役所から「このままだと将来の年金が受け取れない可能性があります。年金相談にお越し下さい。」という旨の連絡が来た。私は結婚するまでの期間は国民年金保険料を全く支払っていなかったもので、その当時さかのぼって支払い可能な保険料を一括納付するというので保険料を計算してもらい、納付書を受け取って後日17万円から19万円程度だったと思うが、妻に保険料を納付してもらった。それにもかかわらず、さかのぼって納付した分の保険料が未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間以後、申立人には国民年金保険料の未納期間が無く、申立人の妻も国民年金加入期間に未納期間が無いことから、婚姻後の申立人及びその妻は、国民年金の加入意識及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、市の記録によると、申立期間直後の昭和61年4月から62年2月までの申立人及びその妻の国民年金保険料については、納付書により同一日に納付されていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻は61年7月11日に連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、結婚を機に夫婦一緒に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立内容と一致する。

さらに、申立人は、申立期間における過年度保険料も含めて17万円から19

万円程度納付したとしているところ、申立人が過年度納付を行ったとしている時点で納付可能な未納期間の保険料すべてを過年度納付し、併せて夫婦二人分の昭和 61 年度の現年度保険料（2人で6か月分）を納付したとする場合の金額は 18 万 5,680 円となり、申立内容とほぼ一致し、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年7月1日に、資格喪失日に係る記録を58年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月1日から58年3月31日まで

職安の紹介で入社し、厚生年金保険料を差し引かれ給与を受け取った記憶がある。退職後、厚生年金基金連合会から、年金支給義務承継通知書が届き、「厚生年金と厚生年金基金の両方に加入していました。」と記載されているので、加入の事実があったと認めていただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）からの年金支給義務承継通知書及び企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員記録により、申立人は、昭和57年7月1日から58年3月31日まで（実期間8か月）、厚生年金基金に加入していたことが確認できる。

また、A社は「当時の社会保険事務所及び基金への届出については不明であるが、雇用する者についてはすべて厚生年金保険等に加入させていた。」旨の供述をしている。

さらに、申立人と申立期間当時、同職種で勤務していた同僚には、厚生年金保険の被保険者としての加入記録が存在することを確認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が

失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和41年7月22日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月22日から同年8月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社して以来一貫して同社で勤務し、その後関連会社であるC社を平成7年4月1日に退職した。ところが、昭和41年7月22日から同年8月1日までの間について厚生年金保険被保険者期間に空白があることについて納得できない。調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び事業主の回答により、申立人は、同社に継続して勤務（昭和41年7月22日に同社D支店から同社本店へ異動し、同年8月1日に同社本店から同社E支店へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D支店及び同社E支店に係る社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社人事部の担当者は、記録が残存しておらず不明としているが、A社本店における昭和41年7月22日から同年8月1日までの被保険者記録が抜け落ちており、事業主が申立人の同社本店に係る被保険者資格の取得及び喪失の届出を行ったとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録（昭和43年10月11日）を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月11日から同年11月1日まで

昭和35年11月18日から平成元年7月1日までA社に勤務し、乗船勤務のときは船員保険、陸上勤務のときは厚生年金保険に加入し、年金記録においては間断無く切り替わってきました。しかし、昭和43年10月11日から11月1日までの間は、年金記録が途切れています。調査のうえ年金記録の訂正をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人はA社において昭和43年10月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年11月1日に同事業所において船員保険の被保険者資格を取得しており、同年10月の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が所持しているA社を退職後に勤務した同社の関連会社が発行した、申立人の略歴書により、申立人が申立期間の前後を通じてA社に勤務していることが確認でき、申立期間においても当該事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

また、A社は、「申立期間については、厚生年金保険の資格喪失時において、資格喪失日を誤って手続をしたため、空白が生じたのではないか。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月11日の厚生年金保険の被保険者資格喪失時の社会保険事務所の記録から、6万円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和43年10月分の保険料を納付したかどうかについては、当時の資料が残っておらず、詳細は不明であるとしているが、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って43年10月11日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同月分の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月30日から同年6月4日まで

私は、昭和32年4月にA社C支店に入社してから、平成5年12月に退職するまで継続して同社に勤務しており、同社D支店から同社B支店に異動した時の厚生年金保険の期間が1か月間欠落していることには納得できない。その欠落した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員名簿及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和48年6月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明であるとしているが、職員名簿には昭和48年5月29日にB支店への異動が発令された記録とともに、同年6月4日に同支店に着任した旨の記録があり、また、この着任日である6月4日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年9月まで

私は、転勤の多い夫と結婚し、全国にある社宅を転々とする生活を送っていたが、国民年金制度の発足した後に、A町に住む義母から「あなたたちは転勤が多いから、国民年金保険料はこちらで納付しておく。」と聞いていました。

その後、義母が入退院を繰り返すようになった昭和40年ごろから、義母は地元の納付協力者に私の国民年金保険料の納付を依頼するようになり、長期入院を余儀なくされた45年ごろからは、自身で保険料を納付するようになりました。

ところが、私が60歳になる直前に役場に行った時に、昭和36年4月から45年9月までの保険料が納付されていないことを知り、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については義母が納付し、申立期間以降の国民年金保険料については自身で納付していたとしているところ、申立人の夫によると、昭和40年ごろから申立人の義母が入退院を繰り返すようになったため、その後は、申立人の義母がその納付協力者（申立人の本家）に申立人の国民年金保険料の納付等を依頼していたと証言している。また、申立人の夫は、申立期間直後の45年10月から、申立人の義母が他界する49年7月までの期間について、自分たち夫婦は、A町には住んでいなかったとしているにもかかわらず、同町で当該期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間直後の45年10月からの国民年金保険料を申立人自身が納付していたとは考え難く、当該期間の国民年金保険料については、申立人の義母若しくはその納付協力者が、A町で納付していたものと推

認でき、申立人の主張と相違する。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月31日にA町で任意加入被保険者として払い出されていることが確認でき、その前後の者の国民年金手帳記号番号の払出日を勘案しても、当該番号の払出日に不適正な処理はうかがえず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料が申立人の義母若しくは納付協力者により納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人の義母等が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年3月まで

私は、短大在学中から、実家の店で働いていた。両親は、実家兼店舗に来る集金人に、国民年金制度が発足した時から60歳になるまでしっかりと、自分たちの保険料を納付していた。父は「20歳になると国民年金に加入するのは義務だ。」と言っており、自分たちが保険料を納付する折に私の国民年金の加入手続もしていたと思う。妹（三女）も20歳から国民年金に加入しており、家族全員が国民年金に加入している。

私の保険料については、父が私の給料から天引きして、同じ集金人に納付してくれていた。両親の真面目で几帳面な性格から、私の20歳からの保険料を納付していないとは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、申立人が国民年金被保険者の資格を取得した日は昭和50年4月1日と記載されており、申立人の父親は、同日付で申立人の国民年金の加入手続を行っているものとみられる。申立人は任意加入であるため、制度上、同年4月の加入時には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人が、申立期間に係る保険料を納付するためには、昭和46年ごろに上記とは別に国民年金の加入手続を行っていなければならないが、申立期間の前後において、申立人には氏名や住所変更などの生活環境に大きな変化が無く、46年ごろに国民年金の加入手続を行っていたことをうかがわせる事情

は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の妹（三女）の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 11 月 1 日に払い出されていることが確認できるため、申立人の父親は妹が 20 歳になった時点（50 年 12 月ごろ）に国民年金の加入手続を行っていないこととなり、申立人の主張と相違する。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで

私は、昭和36年4月から、地元地区の婦人会長が毎月自宅に集金に来ていたので、国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていた。両親が大変正直者であったため、嘘は大嫌いである。病院に行きながらも、申立てをしていることを<sup>しんしゃく</sup>斟酌してほしい。申立期間の国民年金保険料を納付しているので、納付記録を見つけ出してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間は13年間と長期間であり、その間の国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付する際に、領収書の発行を受けていたと主張しているが、市役所によると、当時は検印台帳を使用して収納していたとしており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、これまでに国民年金の加入手続を行ったのは一回のみであると証言しているところ、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無く、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月17日から26年6月13日まで

昭和26年6月13日に会社を退社、同年10月8日に結婚し、新居を構えた。その直後の同年10月12日に脱退手当金を受け取ったということだが、この住所を身内しか知らないはずで、どのように受け取れるのか不思議である。もう一度調べて頂きたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和26年10月12日に支給決定されている上、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立てに係る事業所の被保険者名簿のうち、申立人の前後に被保険者資格を取得した女性で、昭和26年に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている7人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人に脱退手当金の支給記録が確認でき、4人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に受給していることが確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 21 日から 10 年 2 月 1 日まで

私は、平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 12 月末までの間、A 社に継続して勤務していたが、途中の 9 年 12 月及び 10 年 1 月の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 12 月末までの間、A 社において継続勤務していたとしているところ、申立期間当時から同社において継続して勤務している現在の事務長の証言から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、i) 社会保険庁の記録によると、申立期間より以前は、A 社と系列の関係にある B 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、公共職業安定所における申立人の雇用保険被保険者期間と一致していること、ii) 同社が保管する申立人の履歴書を見ると、枠外に「97 年（平成 9 年）12 月 21 日採用、B 社より引継ぎ」と記載され、申立人が B 社に提出した履歴書が A 社に引き継がれたことが確認できること、iii) A 社が保管する賃金台帳が平成 10 年 1 月から記録されていることから、申立人は、平成 9 年 4 月から A 社において勤務していたものの、申立期間以前における実際の雇用主は B 社であり、申立人の A 社における雇用期間は、9 年 12 月 21 日から 10 年 12 月 29 日までの間であったものと推認できる。

また、A 社によると、給与の期間及び支給日は、前月 16 日から当月 15 日までの間の給与について当月 28 日に支給し、厚生年金保険料は、当月支給する給与から控除していたとしている上、同社が保管する賃金台帳においても、申立人の平成 10 年 8 月の随時改定により変更された厚生年金保険料が同月支給

の給与から控除されており、同社においては、厚生年金保険料を当月支給の給与から控除していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する賃金台帳によると、申立人は、平成10年2月から同年12月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されているものの、同年1月に支給された給与からは、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる（B社においては厚生年金保険料は翌月控除であることから、9年12月分の厚生年金保険料は控除されることは無く、同社においては給与期間及び厚生年金保険料の控除月の都合上、10年1月支給の給与から9年12月及び10年1月分の保険料を控除しなければ被保険者期間は継続できない。）。

なお、厚生年金保険法第19条第1項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、厚生年金保険法第81条第2項によると、「保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である平成10年12月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年12月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 5 月 31 日まで

私は、A社を経営していた父が昭和 35 年に病気で倒れたため、36 年 3 月 1 日に同社に入社し、45 年 5 月 31 日に私が同社の廃業手続を行ったにもかかわらず、社会保険庁の記録において、最後の 5 か月間（申立期間）の厚生年金保険被保険者資格が無いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 3 月 1 日から 45 年 5 月 31 日までの間、継続してA社において勤務していたとしているところ、申立人の当時に係る詳細な記憶から、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁が管理する申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、昭和 44 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、翌 12 月 2 日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できる。

また、申立人は、その妹についても昭和 45 年 5 月 31 日まで厚生年金保険被保険者期間があるとしているが、社会保険庁の記録によると、44 年 11 月の時点でのA社における厚生年金保険被保険者は、申立人を含めて 5 人いることが確認できるものの、申立人については同年 12 月 1 日付け、その妹については 45 年 2 月 10 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社の廃業に向けて被保険者を整理していたことがうかがえる。

さらに、A社は既に廃業しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、当時の元同僚から聴取したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 1 日までの間、A社で勤務していたが、社会保険庁の記録によると、当該期間の脱退手当金を受給したこととされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者制度が始まるまでの間、国民年金や厚生年金保険等の被保険者資格を取得しておらず、申立期間の厚生年金保険について、その後の公的年金と通算しようとしていたとは考え難い。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 57 年 3 月 14 日まで  
昭和 55 年 1 月 1 日から 57 年 3 月 14 日まで、A社で働いて給料から厚生年金保険料を引かれていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。よく調査してください。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録及び昭和 55 年分源泉徴収票によれば、申立人は、申立期間のうち、55 年 9 月 1 日から 57 年 3 月 10 日までの間、A社で勤務していたことは推認できるものの、同社の直前に勤務していたB社を 54 年 12 月 31 日に退職した後、失業給付を受給していたことが確認できる。

また、社会保険事務所に保管されている事業所名簿を見ると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い上、同社の元事業主は、「厚生年金保険には加入していなかったが、会社が倒産するときに雇用保険に 1 年 2 か月遡及して加入し、倒産後社員が失業給付を受けられることになったので安心したことを覚えている。」と証言している。

さらに、A社の元事業主は、「厚生年金保険に加入していないため厚生年金保険料を給与から控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、賃金台帳等）は無く、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 39 年 4 月 20 日まで  
昭和 37 年に義兄の紹介で、A 社に就職し、39 年 4 月 20 日ごろまで勤務しました。当時の職場の先輩には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分に記録が無いのは納得できません。調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び当時の複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間当時に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び元同僚の証言から、申立期間当時、A 社には少なくとも 10 人程度の従業員が勤務していたものと思われるが、同社が厚生年金保険の新規適用を受けた昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入した者は 5 人のみである上、申立人以外の複数の元同僚は厚生年金保険に加入していないと証言しており、証言内容は社会保険庁の記録と一致することから、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所のオンライン記録においても、A 社に係る被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、その記録に不自然さはみられない。

さらに、A 社は昭和 53 年 11 月に解散しており、当時の人事記録又は在職証明書等により申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月 11 日から同年 4 年 1 日まで

私は、昭和 63 年 3 月 11 日から平成元年 1 月 21 日までの間、継続して A 社に勤務していたが、入社から 1 か月間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月 11 日から平成元年 1 月 21 日までの間、継続して A 社（現在は、B 社）に勤務していたとしているところ、同社においては従業員の給与は、前月 21 日から当月 20 日までの期間について当月末日に支給していたこと及び申立人が所持する昭和 63 年 3 月支給の給与明細書に記載された出勤日数から判断すると、申立人が 63 年 3 月 11 日から同社において勤務していたものと認められ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人の主張どおりの記録が確認できる。

また、B 社においては、厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、申立人が所持する昭和 63 年 8 月支給の給与明細書を見ると、随時改定により変更された厚生年金保険料が同月支給の給与から控除されており、同社は、従業員の給与から厚生年金保険料を当月控除していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書によると、昭和 63 年 4 月から平成元年 1 月に支給された給与からは厚生年金保険料が控除されているものの、昭和 63 年 3 月に支給された給与からは、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、厚生年金保険

法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である平成元年 1 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の平成元年 1 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から同年 10 月 3 日まで

私は、昭和 31 年 6 月から A 社で見習いとして勤務を開始し、44 年 3 月 11 日までの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者期間は、31 年 10 月 3 日から 44 年 3 月 11 日までの間とされている。

しかし、私が保管する給与明細書を見ると、昭和 31 年 10 月から 44 年 3 月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されており、44 年 3 月分の厚生年金保険料を返してもらった覚えも無いので、この保険料を申立期間の保険料として取り扱い、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 6 月から 44 年 3 月 11 日までの間、A 社において継続して勤務していたとしているところ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人が所持する給与明細書から、申立人が 31 年 6 月 16 日から 44 年 3 月 11 日までの間、同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社は、既に清算手続を終えているところ、清算人によると、当時の資料は無く詳細は不明としているものの、申立人が所持する給与明細書を見ると、定時決定（算定）及び随時改定（月変）した厚生年金保険料が変更月に支給される給与から控除されていることが確認でき、同社は、従業員の給与から厚生年金保険料を当月控除していたものと考えられる上、申立人の昭和 31 年 10 月から 44 年 3 月までに支給された給与から厚生年金保険料が事業主により毎月控除されているが、31 年 9 月分の厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

なお、申立人は、「昭和 44 年 3 月分の厚生年金保険料を返してもらった覚え

も無いので、この保険料を申立期間の保険料として取り扱い、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、厚生年金保険法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である昭和 44 年 3 月分の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 3 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月1日から27年10月1日まで  
② 昭和28年2月25日から同年7月1日まで  
③ 昭和29年12月1日から30年3月13日まで

昭和26年10月1日から29年8月1日まではA社、同年8月1日から32年8月1日まではB社に切れ目無く勤務していましたが、年金記録では途中退職していることになっていきますので調査願います。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社（現在は、C社）に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和27年10月1日から28年2月25日までの期間、及び30年3月13日から32年8月1日までの期間について申立人の被保険者記録が確認できるものの、申立期間①及び②においては申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、C社は、申立人は正社員であったとしているものの、申立期間①及び②における申立人に係る勤務実態や保険料控除についての関係書類が無く不明であるとしており、当時の同僚に照会しても、申立人が申立期間①及び②の期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が管理する被保険者名簿においても、申立期間当時の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間③については、B社に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和28年7月1日から29年12月1日までの期間について申立人の被

保険者記録が確認できるものの、申立期間③においては申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、B社は既に廃業しており、申立期間③における申立人の勤務状況等について確認できず、当時の同僚に照会しても、申立人が申立期間③の期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が管理する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間当時の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

3 このほか、申立人はそれぞれの勤務期間についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、ほかに申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 600

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

昭和 39 年 7 月に A 社を退職後、同年 9 月末まで B 市に居住していたが、退職日に厚生年金保険の被保険者証も受け取っておらず、年金に関する連絡も全く無かった。結婚して数年後に同社から実家に「年金を脱退するか継続にするか」の電話問い合わせがあったようだが、私が C 市に居住していたため即答できないことを告げると「そのまま置いておきます。」との返答だったと聞いていた。年金受給の半年前、年金相談センターに記録照会して、脱退手当金が受給になっていることを知り納得できないため申し立てた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 9 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金を裁定した社会保険事務所には、申立人に係る「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保管されている。

さらに、社会保険事務所が管理する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿のうち、申立人の前後に被保険者資格を取得した女性で 2 年以上の被保険者期間がある 38 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 30 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 29 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に受給していることが確認できる上、元同僚の証言を踏まえると、同社の退職者に係る脱退手当金については、事業主が代理請求していたものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。